

【資料 1】

鹿 児 島 海 区
漁業調整委員会資料
令和 8 年 3 月 4 日

【議題 1】

するめいかに関する令和 8 管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

水振第745号
令和8年3月4日
(水産振興課扱い)

鹿児島海区漁業調整委員会会長様

鹿児島県知事

するめいかに関する令和8管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の
設定について(諮問)

このことについて、本県の知事管理漁獲可能量を定めたいので、漁業法第16条第2項の
規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

するめいかに関する令和8管理年度における鹿児島県知事管理 漁獲可能量の設定について

1 概要

令和8年2月6日付7水管第2874号にて農林水産大臣から令和8管理年度(令和8年4月から令和9年3月末)における都道府県別漁獲可能量の当初配分案が示されたため、県資源管理方針に基づき知事管理区分に配分するもの。

2 知事管理漁獲可能量の設定

(1) するめいか

- ① 本県に配分された漁獲可能量
現行水準（目安数量：50トン未満）
- ② 管理区分への配分ルール（県資源管理方針別紙1-5抜粋）
「全量を当該知事管理区分に配分する。」

③ 知事管理漁獲可能量の設定

管理区分	知事管理漁獲可能量
鹿児島県するめいか漁業	現行水準